

答 申

1 審査会の結論

埼玉県議会議長（以下「処分庁」という。）が平成29年3月8日付けで行った公文書部分公開決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年3月8日付けで、埼玉県議会情報公開条例（平成11年埼玉県条例第2号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、処分庁に対し、次のとおり公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「平成24年度～平成27年度の政務活動費（県政調査費）に係る収支報告書及びその証拠書類（全会派分）」

- (2) これに対し処分庁は、本件公開請求に係る公文書として、次の文書（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

平成24年度の県政調査費及び平成25～27年度の政務活動費に係る収支報告書及びその証拠書類（全会派分）。

- (3) 処分庁は、平成29年3月8日付けで、本件対象文書のうち次のア及びイに該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

ア 条例第7条第1項第1号該当部分

(ア) 議員個人に関する情報に該当する部分

a 議員の携帯電話番号

b 取引先金融機関の支店名、支店番号、口座番号、預金残高、利息及び政務活動費の支出に該当しない項目等

- c 所有するクレジットカードのカード番号、有効期限及び政務活動費の支出に該当しない項目等
 - d 公共料金、メンバーカード、各種契約等の会員（契約）番号
 - e 所有する自動車の登録ナンバー及び車体番号
 - f 議員の家族及び居住に関する情報
 - g 「支出証明書」及び「領収書等貼付用紙（添付されている領収書及び契約関係書類等を除く）」以外に押印された個人の印影
 - h 公表されていない住所（政務活動費の事務所費で支出されている事務所の住所は除く）
 - i 公開されていない固定電話番号及びFAX番号（政務活動費の事務費で支出されている番号は除く）
 - j その他、議員個人の権利利益を侵害するおそれのある情報
- (イ) 議員以外の個人に関する情報に該当する部分
- a 領収書、請求書及び契約関係書類等に記載された個人の住所、氏名、生年月日、電話番号、印影及び取引口座に関する情報等
 - b 法人又は団体の代表者個人の住所、電話番号及び印影等
 - c その他、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報
- イ 条例第7条第1項第2号該当部分
- (ア) 契約関係書類に押印された代表者印
 - (イ) 契約関係書類に記載された取引口座に関する情報
 - (ウ) その他、公開することにより当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかな情報
- (4) 審査請求人は、平成29年3月17日付けで、処分庁に対し、本件処分につき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、平成29年6月8日に処分庁から条例第14条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受け

た。

- (6) 当審査会は、平成29年6月20日に処分庁の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成29年7月21日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、非公開とした部分の全部公開を求める。

(2) 審査請求の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の第6章雑則で定める「適用除外」第76条第1項第5号の「政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」にはこの法が適用されない。

また、次の理由により、処分庁の条例第7条第1項各号に該当し部分公開とした処分は違法であり、今後、〇〇〇〇〇〇〇〇〇は政務活動費の使途の透明性が確保されていない部分や違法な支出が認められる場合、監査請求の後、行政訴訟を提起するためにも、情報の公開を求めるものである。

ア 青森地方裁判所の決定（平成28年（行ク）第3号 文書提出命令の申立て事件の決定（平成29年3月24日）。以下「青森地方裁判所の決定」という。）で文書提出命令が出されており、この決定書の4頁に次の記載がある。「本件各文書を取り調べ、同各文書記載の本件費用支出の相手方の氏名等の名義、その部分の筆跡等を確認すれば、判明する公算が相当程度あるものということができ、かつ、上記事実の立証方法について、相手方らが所持する本件各文書を証拠調べする以上に適切な方法は考え難いのであって、本件各文書につき証拠調べの必要性があることは明らかというべきである。」

イ 埼玉県政務活動費の交付に関する条例（平成13年埼玉県条例第50号。以下

「交付条例」という。)第7条では(収支報告書等)を定め、第3項では「(会派の代表者は)領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。」と定め、同条例第9条(透明性の確保)では、「議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」としている。

この点に関しても決定書8頁において「政務調査費の適正な運用のために必要がある場合には、議員が保管している会計帳簿や証拠書類等について調査を行うことになる旨が記載されている。」とし、「外部の者に開示することが予定されていない文書とはいえ、自己利用文書には当たらない」としている。

以上により、処分庁が部分公開とした処分は違法である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成24年度の県政調査費及び平成25～27年度の政務活動費について交付を受けた会派から議長に対して提出された収支報告書及びその証拠書類(全会派分)である。

(2) 本件処分の理由について

上記2(3)アに該当する情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、条例第7条第1項第1号の個人に関する情報に該当するため非公開としたものである。

また、上記2(3)イに該当する情報は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で明らかに当該事業に専属すると認められる情報であって、公開することにより当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかであるものであり、条例第7条第1項第2号の法人不利益情報に該当するため非公開としたものである。

(3) 審査請求の理由について

ア 審査請求人は、法第76条において政治活動に供する目的であるときは、政治団体には法が適用されないことを理由に、全部公開することを求めている。

イ 法の目的は、法第1条において「個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、（・・・略・・・）個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、（・・・略・・・）個人の権利利益を保護すること」と規定している。

ウ また、法第2条第5項第2号において、地方公共団体は、この法における個人情報取扱事業者から除くとされている。

エ 上記イ及びウから、法は、条例に基づく公開請求があった際に、当該情報を公開とするか非公開とするかの判断基準ではないことから、審査請求人の主張は失当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

政務活動費については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」と定められ、当該条項に基づき、交付条例が定められている。

交付条例は、埼玉県議会の会派に対し、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費として、政務活動費（平成24年の地方自治法の改正に伴い交付条例が改正され、県政調査費から政務活動費に名称変更された）を交付することに関し必要な事項を定めている。

交付条例第7条では、会派の代表者は政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならないと定め、同条第3項では、政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類の写しを併せて提出しなければならないと

定めている。

また、領収書その他の支出の事実を証する書類の範囲については、議長が定める政務活動費の運用指針により規定されている。当該運用指針の別記4では、交付条例第7条第3項の規定により議長に写しを提出する証拠書類は、①領収書等、②領収書等のない場合は支出証明書（定期的に定額を支出する場合は契約書の写しを添付）、③海外視察報告書、④広報紙、県政報告書等と定められている。

本件対象文書は、以上の規定に基づき各会派から議長に提出された、平成24年度の県政調査費及び平成25～27年度の政務活動費に係る収支報告書及びその証拠書類（全会派分）である。

(2) 本件審査請求について

本件審査請求は、本件対象文書を部分公開とした決定を不服として、全部公開を求めて行われたものである。

そこで、本件処分の妥当性について判断するため、次のとおり本件対象文書の非公開部分の条例第7条第1項第1号及び第2号該当性について検討する。

(3) 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」を非公開情報とし、その例外として、「イ 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人でも閲覧することができる情報」、「ロ 公表することを目的として作成し、又は入手した情報」、「ハ 法令等の規定に基づく許可、届出等の際に作成し、又は入手した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」は、公開される情報と規定している。

この「個人に関する情報」には、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項に関する事実、判断、評価等の全ての情報が含まれるものと解される。

また、「埼玉県議会情報公開条例 解釈と運用」（平成28年4月 埼玉県議会事務局）では、条例第7条第1項第1号は、「個人のプライバシーを最大限に保護

するため、個人に関する情報の内容のいかんを問わず、特定の個人が識別され又は識別され得る限りにおいて、当該情報を原則として公開しないことができるものとして取り扱うものである」とされている。

処分庁の説明によると、本件対象文書の「公開しない公文書の部分」の欄で指定する部分のうち「ア 条例第7条第1項第1号該当部分」については、個人情報に該当し、かつ、その例外の規定に該当しないことから非公開としたと主張する。

当審査会が、実施機関から非公開とする基準について詳細な説明を受けて検討したところ、処分庁の主張するとおり、本件対象文書の「公開しない公文書の部分」の欄で指定する部分のうち「ア 条例第7条第1項第1号該当部分」については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることは間違いなく、また、当該部分は、条例第7条第1項第1号の「イ」、「ロ」、「ハ」で定める公開の規定のいずれにも該当しないものであると認められる。

(4) 条例第7条第1項第2号該当性について

条例第7条第1項第2号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で明らかに当該事業に専属すると認められる情報であって、公開することにより当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかであるもの」を非公開情報として規定し、その例外として「人の生命、身体又は財産の安全を守るため公開することが必要であると認められる情報」は、公開される情報と規定している。

この「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人に関する情報で明らかに当該事業に専属すると認められる情報」は、営業、財産、金融、技術及び労務管理等、法人等の適正な事業活動に係る情報と解される。

また、「公開することにより当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかであるもの」に該当するかどうかは、法人等の性格、規模及び事業活動における当該情報の位置付け等を配慮し、総合的な視点に立って判断する必要がある。

処分庁の説明によると、本件対象文書の「公開しない公文書の部分」の欄で指定する部分のうち「イ 条例第7条第1項第2号該当部分」については、法人等情報

に該当し、かつ、その例外の規定に該当しないことから非公開としたと主張する。

当審査会が、実施機関から非公開とする基準について詳細な説明を受けて検討したところ、処分庁の主張するとおり、本件対象文書の「公開しない公文書の部分」の欄で指定する部分のうち「イ 条例第7条第1項第2号該当部分」については、法人等情報であり、公開することにより当該法人等に著しい不利益を与えることが明らかであるものといえる。また、当該部分は、条例第7条第1項第2号の「人の生命、身体又は財産の安全を守るため公開することが必要であると認められる情報」に該当しないものであると認められる。

(5) その他

審査請求人は、法の第6章雑則で定める「適用除外」である法第76条第1項第5号の「政治団体 政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的」にはこの法が適用されないと主張する。

しかし、法の目的は、第1条において「個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、（・・・略・・・）個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、（・・・略・・・）個人の権利利益を保護すること」と規定しており、条例とはその目的を異にしている。

また、法は第76条第1項第5号により政治団体を法第4章の適用除外としているが、この趣旨は、政治団体が政治活動（これに付随する活動を含む。）の用に供する目的で個人情報等を取り扱うときには、政治団体が行う政治活動の自由に配慮して、法第4章に定める個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用を除外したものであるといえる。

以上のとおり、法は、個人情報の取扱いに関する規定であって、条例に基づく公文書の公開請求における公開・非公開の判断基準とはならず、法第4章の適用除外をもってして、非公開が妥当ではないとの根拠にはなり得ない。このため、審査請求人の主張は理由がないものと認められる。

次に、審査請求人は、青森地方裁判所の決定を示して、本件処分には理由がない

と主張する。

しかし、青森地方裁判所の決定は、政務調査費を巡り提起された訴訟の中で、原告が議長や知事に対して文書の提出を命じるよう裁判所に求め、それが認められたものである。つまり、民事訴訟及び行政訴訟における立証という観点から定められた、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第223条第1項で定める文書提出命令の規定に基づく決定であって、公文書の公開に関し必要な事項を定めた条例の諸規定によるものとは、その趣旨を異にするものであって、文書提出命令が認められたことをもってして、条例上の公開・非公開の決定の妥当性の判断に影響を及ぼす性質のものではないと認められる。

以上のことから、本件処分は、妥当である。

なお、処分庁及び審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

新井賢治、石井夏生利、嶋崎健太郎

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 6月 8日	諮問を受ける（諮問第292号）
平成29年 6月20日	処分庁から説明及び審議（第二部会第128回）
平成29年 7月21日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議（第二部会第129回）
平成29年 9月14日	審議（第二部会第130回）
平成29年10月20日	審議（第二部会第131回）
平成29年11月 8日	答申

